16　平成23年9月末において「審査中」の貸付債権については、「謝絶」に係る貸付債権に計上することとする。

内閣府
○厚生労働省令第一号
農林水産省

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項及び第五条第一項の規定に基づき、並びに同法及び中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成二十一年法律第九十六号）を実施するため、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令を次のように定める。

平成二十一年十二月三日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
厚生労働大臣　長妻　昭
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令

（趣旨）

第一条　民間事業者等が、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特別の定めのある場合を除くほか、この命令の定めるところによる。

（定義）

第二条　この命令において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（法第三条第一項の主務省令で定める保存）

第三条　法第三条第一項の主務省令で定める保存は、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第七条第一項の規定に基づく書面の保存とする。

（電磁的記録による保存）

第四条　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法

二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2　民間事業者等が、前項の規定に基づき、前条の規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じて電磁的記録に記録されている事項について、電子計算機の映像面への表示及び書面への出力ができるようにするための措置を講じなければならない。

3　中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第七条第一項の規定に基づき、同一内容の書面を二以上の事務所等（書面又は電磁的記録の保存が義務付けられている場所をいう。以下同じ。）に保存をしなければならないとされている民間事業者等が、第一項の規定に基づき、当該二以上の事務所等のうち、一の事務所等に当該書面に係る電磁的記録の保存を行うとともに、当該電磁的記録に記録されている事項について、他の事務所等に備え付けた電子計算機の映像面への表示及び書面への出力ができるようにするための措置を講じた場合は、当該他の事務所等に当該書面の保存が行われたものとみなす。

（法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等）

第五条　法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第七条第一項の規定に基づく書面の縦覧等とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第六条　民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を民間事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

附　則

この命令は、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の施行の日（平成二十一年十二月四日）から施行する。

内閣府
○農林水産省令第十二号

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成二十一年法律第九十六号）第四条第四項、第五条第二項、第六条、第七条第一項から第三項まで及び第八条第一項並びに中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百七十六号）第三条第二項及び第三項、第四条第二項及び第三項並びに第七条の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令を次のように定める。

平成二十一年十二月三日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令

（定義）

第一条　この命令において「農水産業協同組合」とは、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第八号から第十四号までに掲げる者をいう。